

指定介護予防支援事業
事業継続計画（BCP）
～自然災害編～

土佐町地域包括支援センター

令和6年4月作成

1 総論

はじめに

本計画は、土佐町指定介護予防支援事業所として、災害発生時において適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続して提供できる体制構築をするために作成したものである。この計画の利用者とは、指定介護予防支援事業の対象である要支援、事業対象者等である。なお、土佐町地域包括支援センターの職員は、BCP 発動時には町職員として組織で活動する必要があるため、係長が管理者の職務を担うこととする。

(1) 計画の基本方針

- ①利用者の安全確保
- ②サービスの継続
- ③職員の安全確保のための対策

以上のことを、土佐町地域防災計画に基づき行動する。

<土佐町の他の防災に関する計画等>

土佐町地域防災計画
土佐町業務継続計画
土佐町応急期機能配置計画
土佐町遺体安置所等運営用管理マニュアル
土佐町防災廃棄物処理計画
土佐町職員防災初動マニュアル
土佐町災害時医療救護計画
土佐町災害時保健活動マニュアル

(2) 平常時の災害対策の推進体制

担当者	職務（権限・役割）
所長	地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の統括
係長	町の関係部署との連絡調整 災害の事前対策、訓練の実施
3 職種等	医療機関や他施設等、関係機関との連携

(3) リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

- ・地域包括支援センターが所在するハザードマップを確認し、災害リスクを把握した上で対策を検討する。ハザードマップは、別紙のとおり。
- ・土佐町地域包括支援センターは土石流の土砂災害警戒区域になっている。

土佐町ホームページの土砂災害ハザードマップ及び、高知県防災マップのホームページから地域を指定して詳細を検索できる。

②被害の想定（土佐町地域防災計画に基づく）

・想定する地震

南海トラフ巨大地震の発生を念頭に策定し、最大で震度6弱以上の揺れを伴う。

・町域の被害想定

高知県が作成した南海トラフ巨大地震による想定被害は町内全域で震度6強、一部震度7の地震動が予測される。県の想定（高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定平成25年5月）によると、最大クラスの地震が発生した場合、倒壊や火災などにより被災する建物は470棟、死者数30人、負傷者数が280人となるほか、1日後の避難者数は、610人以上に上ると推計されている。

風水害等については、7月～9月に至っては、局地的な集中豪雨が多発するとともに、台風が上陸及び接近し影響を及ぼすことが多い。また、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域が多数存在する。突風・竜巻に対する注意も必要である。

・庁舎等施設の被害想定

<建物>保健福祉センター（代替え施設第2候補）は平成9年に建てられている。現庁舎については平成24年に建築されており、免震構造を有している。

<設備>PC、コピー機等の被害が発生し、地域包括支援センターのシステムが起動しない。

<電力>停電となるリスクは高く、停電となった場合は3～7日間続く。

<電話>回線が不通となるリスクは高い。また、一般電話及び携帯電話は3～6日程度の間、通信が成立しにくくなると考えられる。携帯電話のメールやLINEは機能低下しながらもインターネットがつながる状態であれば使用可能。

<上水道>断水の場合 1ヵ月程度使用不可。

<ガス>特に被害なし。

<トイレ>断水解除まで使用不可。

(4) 優先業務

指定介護予防支援業務

開始目標	発生直後 (発災後6時間)	概ね3日まで	1週間まで	1ヵ月以内
実態把握 ケアマネ ジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順位の高い人から安否確認 ・被害状況の確認 ・避難所の開設状況等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安否確認 ・支援継続のため、事業所等との連絡調整 ・ライフラインや避難所等の情報発信 ・安全な居住場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康状態の確認 ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・介護施設や医療、支援制度等、必要な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康状態の確認 ・支援継続のため、事業所との連絡調整 ・今後の支援の方向性を決定 ・仮設住宅等居住の場等の情報発信
給付管理	休止	休止(サービス事業所、国保連と調整)	通常業務に近づける(サービス事業所、国保連と調整)	ほぼ通常業務どおり(場合により月遅れでの請求にする)
新規契約事務	休止	休止	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
委託料等支払	休止	休止	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり

(5) 研修及び訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修及び訓練の実施

入職時研修

地域包括支援センターに配属された職員には、係長がBCPの概念や必要性を説明する。

机上訓練

町職員の防災訓練時等に、指定介護予防支援業務のBCPに基づき実施手順等机上訓練で確認する。

② BCPの検証・見直し

町防災計画等の見直しや、最新の動向や訓練等で洗いだされた課題をBCPに反映させる。

2 平常時の準備・対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 耐震措置

- ・ロッカー等の転倒、転落防止措置を行う。
- ・初期消火・避難の各訓練、防災装置等の確認（年2回の保健福祉センター消防訓練時）

② 電力

- ・保健福祉センターに非常用発電設備を備えているが、燃料については備蓄がない。町内ガソリンスタンド業者の協力により災害対応型給油所の整備を行い、優先的に配給してもらうよう計画を進めることになっている。

③ トイレ・手洗い

- 上水道の断水が発生した場合に備え、土佐町地域防災計画では、職員用に災害時用簡易トイレの備蓄を進め、水を使わない手洗いの手段の確保に努めることになっている。

④ 飲料水・食料

- 応急復旧の期間中、職務に従事する職員用に飲料水（1人あたり3L/日）及び非常用食料について3日分を確保できるように努める。被害状況によっては長期化も想定されるため持病薬など必要なものは職員自ら確保しておくようにする。

⑤ システムが停止した場合の対策

- ロッカーへ利用者の連絡先等重要書類（個人ファイル）の保管。基本情報の更新の際にはその都度書面で保存する。

⑥ 通信

- 固定電話、携帯電話が利用できないものと見込み、避難所や関係機関との連絡については、防災行政無線が利用される。また、インターネットが利用できる状況であればLINEの活用も検討する。訓練等による職員の操作方法の習熟に務める。

(2) 災害が予想される場合の対応

訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合等においては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

また、指定介護予防支援業務についても、甚大な被害が予想される場合等においては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法について各サービス事業所、利用者やその家族と話し合っておく。

(3) 地域への移動手段

燃料補充等（車両の場合はガソリンを半分以下にしない）を行う。

(4) 利用者や家族、職員間、関係機関との連絡体制の確立

① 利用者や家族との連絡体制

緊急時の連絡先など、利用者基本情報に記載し、関係者へ事前に共有しておく。緊急連絡先は複数の連絡先や連絡手段の把握に努める。

② 職員間の連絡体制

年度初めには「緊急時連絡体制（健康福祉課）」（健康福祉課窓口付近に掲示）について各職員が確認しておく。災害用伝言ダイヤルの使用の活用、一斉に情報伝達ができる携帯アプリ（LINE アプリ）や SNS の活用等、緊急時に早急に連絡できる手段を可能な限り、平常時から確立し使用しておく。

③ 関係機関との連絡体制

被害の状況や必要な支援について、町及び関係機関（サービス事業所等）との情報伝達手段、方法について地域ケア会議や研修等で協議、共有しておく。

3 緊急時の対応

(1) BCP 発動については、土佐町災害対策本部の指示に基づく。

(2) 職員の行動基準

- ① 自身や家族及び利用者（家族）の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災、建物崩壊）
- ③ 施設内の連携と外部機関との連携
- ④ 情報発信（避難所開設状況、ライフライン情報、医療や福祉サービスに関する情報等）

(3) 災害発生直後の業務・対応体制

① 災害発生直後の業務

業務	実施内容	
	業務中に発災した場合	業務時間外に発災した場合
1 職員の安否確認	<p>所内の職員の安否確認。 外出中及び休暇中の職員の安否確認を電話等で包括係長が速やかに行う。外出中及び休暇中の職員は自身の安否情報を包括係長へ報告する。 報告事項は、自身及び家族が無事かどうか、出勤、勤務継続の可否を確認する。</p>	<p>職員の安否確認は電話等で包括係長が速やかに行う。自宅等で被災した場合は電話、災害用伝言ダイヤル等で、自身の安否情報を包括係長へ報告する。 報告事項は、自身及び家族が無事かどうか、出勤の可否を確認する。</p>
2 地域包括支援センターがある建物で決められた初動	<p>消防計画等で決められた役割を行う。</p>	
3 建物・敷地等の安全確認 物的・人的被害状況確認 電気、上下水道、ガス、通信、消防、空調、ボイラー設備、公用車等の被害確認 代替措置の検討	<p>発災後直ちに確認。 被害箇所は写真をとること。 包括内での共有。</p>	<p>被害箇所は写真をとること。 包括内での共有。</p>

4 周辺環境の安全確認、道路等被害状況の確認	身の回りの安全が確認できた後に、目視での確認及び町災害対策本部への情報収集を行う。	身の回りの安全が確認できた後に、目視での確認及び町災害対策本部への情報収集を行う。
------------------------	---	---

② 対応体制

運営統括	所長：災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
情報連携	係長：情報収集、報告、各関係機関との連携、情報発信
安否確認	各利用者を担当している係員：利用者の安否確認、情報提供

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点は、地域包括支援センターとする。ただし、災害状況に応じて、安全かつ機能性の高い場所に拠点を移動させることも検討する。

(5) 職員の参集基準

職員の参集があった場合は、職員は全員出動する。なお次のような状況にあり、すぐに参集できない場合は、連絡が可能になり次第、速やかに係長に状況を報告し、指示を受けること。参集ができる状態になり次第、すぐに参集する。

- ・職員の家族が死亡したとき
- ・職員又は家族等が負傷し、治療や入院の必要があるとき
- ・家族の保育又は介護などにより在宅の必要があるとき
- ・同居する家族の安否確認がとれないとき
- ・職員又は家族等の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達に従事する必要があるとき
- ・自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざると得ない場合で、その距離が概ね 20 km以上の時
- ・自宅周辺が避難指示等の対象であるとき
- ・その他合理的な理由がある場合

土佐町地域防災計画に基づく職員の参集基準

<p><地震></p> <p>震災時 震度 4 ⇒職員は係長以上が動員の指示があるときに参集</p> <p>震度 5 弱以上⇒特に動員の指示は行わず、全職員は自主的に参集</p>
<p><風水害></p> <p>災害対策配備体制一覧表にもとづき動員が行われる。</p> <p>係長：第 3 配備 全職員：第 4 配備</p>

(5) 利用者の安否確認

利用者の安否確認を本人や家族、関係機関等に電話により速やかに行う。連絡がつかない利用者がいた場合は、訪問して確認を行う。安否確認の結果は、一覧表を作成し記録する。

(7) 重要業務の継続 優先業務の表と同じ

(8) 職員の健康管理

災害発生後、職員が長時間勤務する状況も考えられるため、休憩場所の候補場所を検討しておく。職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組む。

4 他施設、地域との連携

近隣の法人と協力関係を構築する、地域での協力体制を構築するなど、平常時から他施設、他法人と協力関係を築くことが大切である。個別ケア会議や訓練等を活用し、平時から関係機関との連絡体制やそれぞれの動き等の確認、調整を行う。また、近隣の介護サービス事業所との連携体制を強化する。

5 計画の見直しと改善

事業継続計画（BCP）を一層の現実的な計画とするため、訓練の結果を反映させ、また、情報の収集、各機関との連携の強化を図り、見直しをするとともに、修正点など、適宜、研修において職員に周知する。